

五島市における

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する方針



令和8年4月
五島市教育委員会

目 次

頁

■はじめに 本方針の趣旨等	・・・	1
1 部活動改革の基本的な考え方・方向性等	・・・	2
1 改革の理念		
2 改革の方向性		
2 地域クラブ活動の在り方及び認定制度	・・・	4
1 地域クラブの在り方		
2 地域クラブ活動に関する認定制度		
3 学校部活動の在り方	・・・	9
1 適切な運営のための体制整備		
2 適切な指導及び安全・安心の確保		
3 適切な活動時間・休養日及び大会参加数の設定		
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備		
4 関連する制度の在り方	・・・	14
1 教師等の兼職兼業		

■はじめに（本方針の趣旨等）

1 趣旨

本市においては、令和４年１２月にスポーツ庁・文化庁が示した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び令和５年３月に長崎県教育委員会が示した「長崎県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」に基づき、令和５年度から令和７年度の「改革推進期間」に、少子化の中でも生徒たちが継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保に向けた部活動改革を推進してきた。

この間、五島市では、「五島市地域部活動検討委員会」（以下、検討委員会）を組織して、『五島市立中学校の休日部活動を令和８年度中に地域展開する』という方針のもと、市独自の地域クラブ認定制度を策定し、持続可能な部活動の受け皿確保に努めてきた。五島市の地域クラブの在り方として、持続可能な組織を実現するために『協会型』を採用し、各スポーツ協会及び文化団体連絡協議会が地域クラブの母体となり運営に携わっている。このような団体の協力を得ながら、検討委員会が認定した地域クラブは、令和７年度末で運動部８競技１７クラブ、文化部は吹奏楽１クラブとなり、ほぼ全ての部活動種目の受け皿を確保することができている。一方、地域の実情によっては、生徒移動手段の確保や支援、活動場所の確保、指導者の確保、費用負担等、解決すべき課題が山積している現状があり、検討委員会を中心に各方面に協力を要請しながら課題の解決にあたっている。

国においては、令和７年１２月にスポーツ庁から「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下、国のガイドライン）が策定され、令和８年度から令和１３年度までの６年間で新たに「改革実行期間」と位置付け、部活動の地域展開等を全国的に実施することが示された。

長崎県においては、長崎県教育委員会が、令和８年３月に「国のガイドライン」に基づき、令和８年度から令和１０年度までの改革実行期間（前期）の３年間を対象とする「長崎県における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する方針及び学校部活動の在り方」（以下、県のガイドライン）が策定された。

急激な少子化が進む本市においても、持続可能なスポーツ・文化芸術活動の機会を確保しながら、参加する生徒の健全育成を期し、改革実行期間（前期）における市としての基本的な考え方や取組方針について、「国及び県のガイドライン」に基づき、「五島市における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する方針」を策定することとした。

なお、本方針は、令和８年度から令和１０年度までの改革実行期間（前期）の３年間の取組を対象とする。

2 対象

本方針は、五島市立中学校生徒のスポーツ・文化芸術活動を主な対象とする。

1 部活動改革の基本的な考え方・方向性等

1 改革の理念

- 急激な少子化が進む中においても、生涯にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するためには、部活動改革を進めることが不可欠である。
 - これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障することが必要である。
 - 障害のある生徒やスポーツ・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が個人の希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することが重要である。
- ・部活動改革を機に、中学校の生徒のみならず、全ての人々のスポーツ・文化芸術活動の充実につなげていくという視点も重要であり、各地域においてスポーツ・文化芸術に関する施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることが期待される。
 - ・部活動の地域への展開等を通じて、子どもや大人、高齢者や障害者等の参加・交流も促進され、スポーツ・文化芸術活動を楽しむ人の広がりや増加の他、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイングの向上や、健康長寿社会の実現、地域社会の維持・活性化などにつながることも期待される。
 - ・部活動改革に当たっては、教師の多忙な勤務の状況に鑑み、公教育の再生等の観点を踏まえ、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革の推進を図ること等についても考慮することが必要である。

2 改革の方向性

(1) 基本的方針

- 五島市地域部活動検討委員会が改革の責任主体となり、市独自の認定制度による地域クラブ活動の認定を行い、幅広い関係者の理解と協力の下、国及び県の動向を踏まえながら、地域の実情に応じて休日・平日の地域展開に向けた広域的な基盤づくりを行う。

(2) 取組方針（休日・平日）

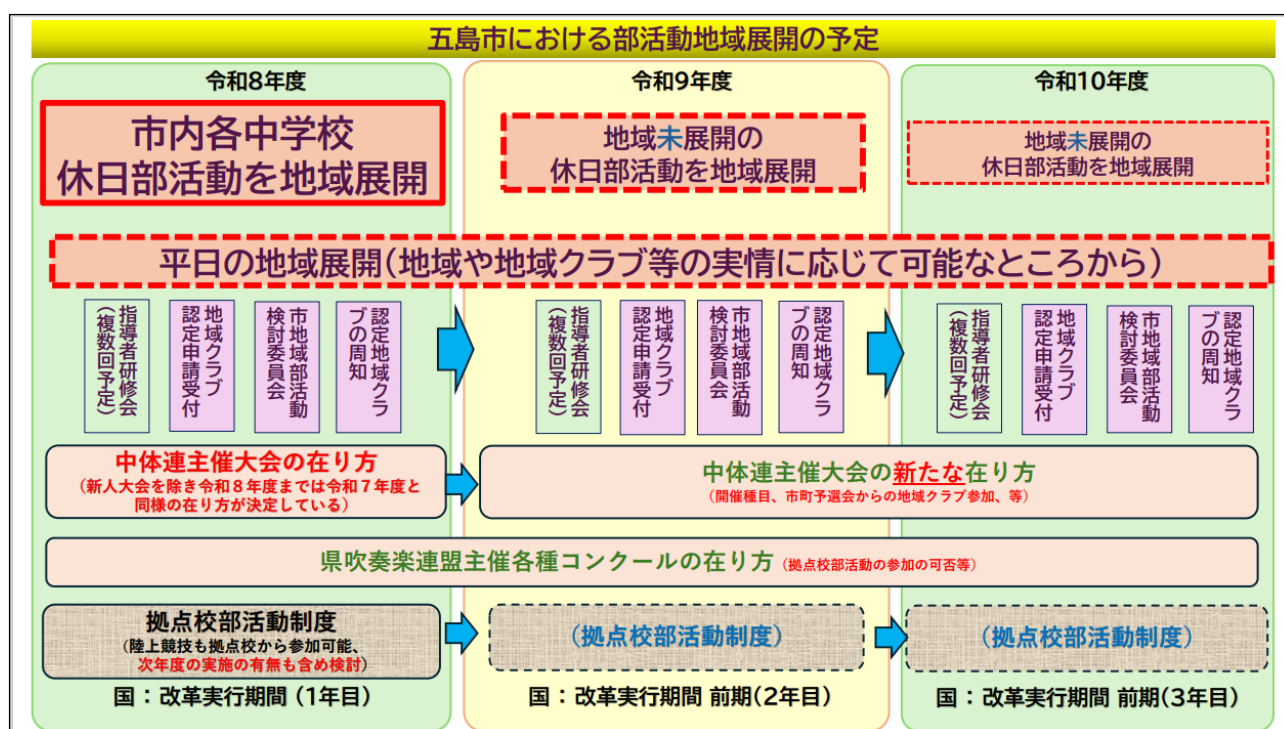
① 休日

- 改革実行期間（前期）内に、全ての学校部活動において地域展開を実現する。
- ※二次離島部において地域展開に困難を伴う場合は、実情に応じた対応をとる。

② 平日

- 地域の実情に応じ、可能なところから地域展開し、令和13年度には完了する。

(3) 推進計画（休日・平日）



(4) 留意事項

- 受益者負担の水準については、クラブ間で大きなばらつきが出ないようにするとともに、生徒の活動機会を保障する観点から、国において示される金額の目安等を参考にすること。その際、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることを避けるよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援について措置を行う。
- 部活動改革は、生徒の活動機会の確保・充実のみならず、大人も含めた人々のウェルビーイング向上、地域社会の維持・活性化、健康長寿社会の実現など、多面的な効果が期待されるものであり、幅広い関係者が、そうした認識を共有しつづけて一丸となって取組を進めることが重要である。

- ・取組を進めるに当たっては、改革の理念を実現し、地域展開等を着実に進めることが重要であり、その実現のための具体的手法については、市内の地域ごとの実情等に応じた多様な形態が想定される。

- ・市は、改革方針の決定・改訂等を行った場合には、その理由や、改革の全体像、段階的に改革を進める場合のロードマップ等を含め、学校や地域クラブ等と連携し、生徒・保護者等に丁寧に説明を行うことが必要である。
- ・市は、経済的に困窮する世帯の生徒へ支援について措置を行う。
- ・他市町またぎで本市の地域クラブに参加する生徒の活動について受け入れ、複数の市町による広域連携の取組が必要な場合には、市町間の協議の場を持つ。

2 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

1 地域クラブの在り方

- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要である。
 - 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るところであり、部活動改革の理念やスポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえて地域の実情等に応じた適切な形態等で実施することが重要である。
- ・地域クラブ活動は、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とするものであることに留意すること。
 - ・学校部活動と同様、地域クラブ活動は、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意すること。

2 地域クラブ活動に関する認定制度

地域クラブ活動に関する認定制度の趣旨や概要等は、下記のとおりであり、詳細は、検討委員会が別に定める「五島市地域クラブ認定制度」に記載する。

(1) 趣旨

- 部活動の地域展開により実施される地域クラブ活動について、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国のガイドラインに示されている認定要件及び認定手続等に基づき、本市において認定を行う仕組みを構築している。
- 認定された活動については「五島市認定地域クラブ」と呼称する。

(2) 想定される認定の効果

- ①生徒・保護者等に対する市による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の積極的な許可
- ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加（市による交通費・宿泊費の支援等）

(3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続等）

【認定要件】

- ①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること（選抜等の不実施、障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む）。
- ②指導者は、検討委員会が指定する研修を受講した協会員（各スポーツ協会・文化団体連絡協議会）として検討委員会に登録された者であり、適切な指導の実施体制が確保され、体罰や不適切な行為の防止徹底が図られていること。
- ③適切な活動時間や休養日及び大会参加数が設定されていること。
- ④活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- ⑤適切な安全確保の体制が確保されていること。
- ⑥適切な運営体制が確保されていること。
- ⑦学校等との連携が適切に行われていること。

【認定手続等】

- 地域クラブ活動としての認定を希望する団体の代表が、検討委員会が指定する申請書類等を年度末に検討委員会事務局へ提出する。令和8・9・10年度については、学校部活動から地域クラブへ移行する認定申請に限り、8月も受け付ける。
- 申請のあったものについては、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行い、検討委員会を開催して審査を行い、認定の可否を決定する。
- 認定の有効期間は1年間とする（地域クラブの運営状況等を把握する目的）。
- 検討委員会は、認定地域クラブ活動の取組状況を適宜把握し、申請の際に行われた確認書に基づき、必要な指導助言等を行うとともに、不正があった場合等の認定取消しを実施する。

(4) 認定されていない地域クラブ活動の取り扱い

- 地域クラブ活動は上記の認定制度に基づく認定を受けて活動するが、認定されていないクラブ（以下、民間クラブ）についても、その運営団体・実施主体においては、中学校等の生徒を対象としたスポーツ・文化芸術活動としての質の担保等の観点から、認定要件に準じた活動を実施すること。
- 特に、活動時間・休養日の設定や、体罰・暴言・各種ハラスメント、いじめ等の不適切行為の禁止、生徒の安全確保について、市は、関係機関と連携して適切な対応をとること。

(5) 適切な活動時間、休養日及び大会参加数の設定

- 地域クラブ（運動部）における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究^①も踏まえ、また、地域クラブ（文化部）における活動時間及び休養日についても、成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

^①「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」H29.12.18（公財）日本体育協会

① 休養日

- ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設定すること。その場合、原則として平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上とする。家庭の日（毎月第3日曜日）は、地域クラブ活動を実施しないことが望ましい。その際、土曜日及び日曜日や家庭の日に大会参加等で活動した場合は、翌月曜日や連休最終日を休養日とするなど、休養日を他の日に振り替え、適切に休養日を設定すること。
- イ 平日を含めて地域展開を目指すことを前提に、平日は部活動を実施し休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上休養日を設定すること。生徒が専門的な指導を受ける機会の確保や平日の部活動と休日の地域クラブ活動の連携による活動時間や休養日設定等の組み合わせの工夫など多様な形態があり得ることから、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まるように柔軟な対応を行うことを可能とする。
- ウ 長期休業中については、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、地域クラブ活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設定すること。

エ 複数の学校から生徒が参加していて、各学校の定期試験期間が異なる場合、その前一定期間の地域クラブ活動については、参加生徒の学業に支障がないよう十分に配慮すること。

② 活動時間

ア 1日の活動時間を、平日では長くとも2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。

イ 学校や地域、地域クラブの実情、大会参加等によって活動時間が長くなるような場合は、翌週に休養日を加えるなど、活動時間が長くなることが恒常化しないように見通しをもって活動計画を立て、生徒が休養を十分にとることができるようにすること。

ウ 生徒が、地域クラブと部活動の両方に参加する場合や民間クラブを含めた複数のクラブ活動に参加する場合においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とするよう配慮すること。

③ 大会参加数

●五島市教育委員会発出（H31.2.15付）「学校単位で参加する大会等の上限について」で示した大会等の上限に則り、地域クラブ活動単位で参加する大会等の上限は年間9回程度とする。

ア 中学校体育連盟が主催・共催する大会への参加を基準とする。

- ・中学校体育連盟 2回（中総体・新人大会）
- ・その他の大会については、年間7回程度を上限とし、参加する大会等を精査すること。

イ 遠征・合宿も回数に含める。

ウ 練習試合等については、生徒や保護者の負担にならないよう配慮する。

（6）参加費等について

●休日に週1日・月4日程度の活動をする場合、参加費月額1,000円～3,000円程度を目安とする。ただし、これはあくまで目安であり、地域の実情、実施回数、実施体制、競技種目等の特性などの実態を踏まえ、例えば、月額数百円程度や月額4,000円程度とすることなども含め、多様な設定があり得る。

●参加費等の設定については、活動の維持・運営に必要な範囲で、参加生徒家庭の負担を極力減らすことができるよう、可能な限り低廉な額を設定すること。

●市は、経済的困窮世帯生徒への参加費等の支援を行う。その際、個人情報等の扱いに十分配慮すること。

(7) 適切な安全確保の体制の確保

- 市は、指導者・保護者等への研修会の実施や普及啓発の取組を推進すること。
- 市は、事故や体罰・暴言・各種ハラスメント等の不適切行為に対し、検討委員会が相談を受け付け、認定取消の措置を含めて対応を協議する。
- 参加者及び指導者は、怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険へ加入すること。参加者及び保護者は、加入保険の補償内容及び適用範囲を理解し、その範囲内での給付をもって補償することに同意するものとする。各保険の適用範囲を超える補償について、地域クラブ及び参加者が所属する学校は責任を負わない。
- 地域クラブと生徒が在籍する中学校は適切な連絡体制を構築すること。
- 地域クラブ活動指導者は、国や県が作成する指導の手引き等を活用する。
- 地域クラブ活動指導者は、(公財)日本スポーツ協会発行「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(令和元年5月)に則った熱中症対策に務めること。特に、環境省熱中症予防情報を入手できるようにし、活動の内容変更や中止の措置をとるなど万全の対策を行う。

(8) 適切な運営体制

- 活動拠点は原則として五島市内とするが、他市町からの参加について妨げるものではない。
- 活動場所までの移動について、生徒や保護者の過度な負担とならないこと。
- 営利目的や競技力向上を主目的とした運営ではなく、生徒の健全育成を目指した持続可能な地域クラブの運営を目指し、複数の役員や協会員(各スポーツ協会・文化団体連絡協議会)である指導者が所属し運営に携わること。
- 五島市地域クラブ認定制度に示す要件を満たす規約(会則)を作成しており、それらの内容が教育上、生徒の健全育成に際し、適正であると認められること。
- 生徒の活動予定、活動内容、活動実績及び必要な情報等について、生徒の所属校と必要に応じた情報交換・情報共有を行うこと。

(9) 学校等との連携

- 学校は、自校所属生徒が参加する地域クラブ活動と連携し、共に生徒の安全確保や実績共有等を図り、健全育成のために次に示すこと等に取り組む。
- ①学校に、地域クラブ活動との双方向の連絡等を行う窓口を設置するなどして地域クラブとの連携体制を構築すること。
- ②学校と地域クラブ活動との間での活動方針・計画等の共通理解を図ること。

- ③特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携すること。
- ④生徒が地域クラブ活動において、安全で効果的に活動することができるよう必要に応じて保健面及び生徒指導上の情報を共有する。その際、個人情報の扱い等について十分留意すること。
- ⑤地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知すること。
- 学校は、自校施設、設備及び用具等を地域クラブ活動が使用することに可能な限り配慮すること。
- 地域クラブ活動は、先に示した事項について、活動の予定や実績、健康面等の情報だけでなく、参加生徒が学校生活を送る上で必要と思われる情報は確実に学校に共有すること。

3 学校部活動の在り方

市立中学校については休日を中心に地域展開を進めている段階で、本章では地域展開が進むまでの間における休日の部活動や、地域の実情に応じて対応が異なる平日の部活動等の在り方を示す。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

- ①校長は、本方針「3 学校部活動の在り方」に則り、毎年度「学校部活動に係る活動方針」を策定する。
- ②部活動顧問は、前記①の部活動方針に則り、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）、毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日）を作成し、校長に提出する。
- ③校長は、前記①・②の活動方針などを学校のホームページなどで公表するとともに、随時、活動時間・休養日の遵守状況等を確認し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- ④市教育委員会は、前述①・②に関し、各学校において部活動の活動方針、活動計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ①校長は、外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教師の数等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう適正な数の部活動を

設置する。また、本方針「1 部活動改革の基本的な考え方・方向性等」の「2 改革の方向性」(2) 取組方針(休日・平日)」に則り、関係団体等と連携しながら、計画的に部活動の地域展開を推進すること。

- ②校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情等を勘案した上で、部活動開始・終了時刻の繰り上げ等活動時間を教師の勤務時間内で設定するなどの工夫を行い、教師の負担が過度とならないよう、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。その際、部活動に関する研修を学校代表者が受講して校内で情報を共有するなど、部活動顧問が適切な部活動運営に関する知識や方法の習得ができるよう配慮する。
- ③市教育委員会は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職員を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- ④市教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和2年文部科学省告示第1号)に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ⑤校長は、部活動指導体制の充実を図るために、外部指導者を配置する場合は、校長の責任の下に確実に委嘱を行い、「学校の部活動に係る部活動方針等」(学校教育やその中の部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰・暴言・各種ハラスメント・いじめ等の不適切行為の禁止、校長の監督を受けることや生徒や保護者からの信頼を損ねる行為の禁止等を含む)に基づいて指導が行われるよう周知し連携を図る。また、事故や怪我等の発生時の対応や外部指導者の保険への加入など適切な指導体制を図る。なお、部活動における外部指導者の大会引率等については、今後、大会参加規程の見直しなどを踏まえて、別途、市教育委員会が定めることとする。

2 適切な指導及び安全・安心の確保

(1) 体罰・暴言・各種ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

- ①部活動の実施に当たっては、以下の留意事項等に基づき、体罰・暴言・各種ハラスメント・いじめ等の不適切行為の未然防止を徹底する。

【留意事項等】

ア 顧問の教師等だけに運営・指導を任せるのではなく、学校組織全体で目標や指導方針を設定する必要がある。その際、勝つことや優秀な成績を収

めることのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ基盤を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに留意すること。また、そうした点について、生徒や保護者にも丁寧の説明し、理解を得ること。

イ 体罰・暴言・各種ハラスメント・いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や、指導者（部活動顧問・外部指導者を含む。以下同じ）・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織づくりに努めること。

ウ 今後、国において作成される指導の手引き（それまでの間は、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）に沿った指導を行うこと）に則り、県教育委員会が平成26年1月に作成した「運動部活動の指導の手引き」及び中央競技団体が作成・公開している「指導の手引き」等を活用し、適切な指導を行うこと。

エ 指導者には、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割がある。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意すること。その際、近年のスマートフォン・SNS等の普及に伴うトラブルや犯罪への関与を防止する点にも留意すること。

②市教育委員会及び校長は、事案発生時には迅速な対応及び再発防止の徹底を図ること。その際、特に、顧問の教師等任せにせず、学校組織全体で対応に当たることが重要であり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応する。

③市教育委員会は、事案についての事実確認等に当たっては、学校等の協力を得ながら、加害者、被害者、その他の関係者から丁寧に聞き取りを行い、事案に応じて、厳正に教師等の処分等を実施する。

④部活動における部費等の徴収金については、使用目的を明確にし、保護者等に収支決算報告を行うなど、適正な会計処理を徹底すること。

（２）合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

①校長、指導者は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）等の取組を徹底する。

- ②校長、指導者は、県教育委員会作成の「運動部活動時における熱中症対策ガイドライン（令和４年７月２５日付４教体第２０１号）に則った熱中症対策に努める。特に気象庁の高温注意情報が発せられるなど生徒の熱中症事故防止等に特段の配慮が必要な場合は、環境省熱中症予防情報サイトの熱中症警戒アラートメール配信サービスの登録により、リアルタイムに熱中症警戒アラート情報を入手できるようにし、躊躇せず活動内容の変更、活動時間の短縮や時間帯の変更、活動を中止する等、万全の対策を行う。
- ③市教育委員会及び校長は、高温や多湿時において、主催する学校体育大会及び文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等が予定されている場合については、大会等や地域の行事、催し等の延期や見直し等、柔軟な対応を行う。また、主催する広域的な大会等でやむを得ない事情により開催する場合は、関係団体と連携し、参加生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、マスクの着脱、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。なお、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。
- ④運動部活動の指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、生徒の発達段階や競技特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ⑤文化部活動の指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ⑥指導者は、生徒のスポーツ・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

- ⑦指導者は、怪我や事故の発生を防ぐため、部活動前後の健康状態の確認を行うとともに、準備運動を入念に行うこと。怪我や事故等の発生時には、学校で定める「安全管理マニュアル」等に基づき、迅速かつ適切に対応すること。
- ⑧指導者は、部活動において使用する用具等は、日常点検を行うなど、安全確保に努め、破損や老朽化等により安全に使用できない恐れがある用具は使用しないこと。また、用具の正しい使用方法を徹底すること。大型器具・用具等の運搬時には、事前に作業手順を確認するなどの事故防止に努め、使用しないときには固定するなど、安全管理を徹底すること。

(3) 競技ごとの指導手引きの普及・活用

- ①市教育委員会は、中央競技団体等が作成した競技ごとの指導手引（練習メニュー、活動スケジュール、効果的な練習方法、安全面の注意事項）について、競技団体・スポーツ団体等と連携し、学校における普及と活用を促進する。

3 適切な活動時間・休養日及び大会参加数の設定

中学校部活動における、適切な活動時間・休養日及び大会参加数の設定については、前述の地域クラブ活動に準じる（「2 地域クラブ活動の在り方及び認定制度」「2 地域クラブ活動に関する認定制度（5）適切な活動時間、休養日及び大会参加数の設定」）。

休養日及び活動時間の設定については、生徒の部活動に対する意欲の向上にも配慮し、学校や地域の実情を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等の部活動の休養日を設けること。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- （1）校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無、活動の得手不得手等を問わず、生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備に努める。

【例】運動部活動

- ・複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動
- ・競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動
- ・体力づくりを目的とした活動
- ・生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動 等

【例】文化部活動

- ・体験教室などの活動
- ・レクリエーション的な活動
- ・障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動
- ・障害を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動 等

- (2) 市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の部活動を設けることができない場合や、外部指導者が配置できず、指導を望む教師もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないよう、当面、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動の取組を維持する。拠点校部活動制度の在り方や実施の有無等については、部活動の地域展開推進状況を踏まえ、五島市校長会及び五島市中体連等の関係団体と協議して決めること。
- (3) 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術活動等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。
- (4) 市教育委員会及び校長は、部活動は、全ての生徒が一律に加入すべきものではなく、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動、地域での活動も含めて様々な活動を同時に体験できるよう配慮することに努める。

4 関連する制度の在り方

1 教師等の兼職兼業

- (1) 市教育委員会は、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるための規定や運用の改善を行う。
- (2) 校長は、地域クラブ活動での指導を希望する教師等に対して、本務への支障の有無や勤務日時、従事時間及び健康管理等を確認し、了承するか判断すること。また、教師等が、実際には指導を望んでいないにもかかわらず、周囲からの要望や同調圧力等から断れないような事態が生じることを防ぐこと。
- (3) 兼職兼業による地域クラブ活動での指導を認められた教師等が報酬を支給される場合は、労務の対価としての謝礼（有償ボランティア）として受給する。なお、その際は、確定申告または住民税申告が必要になる。

- (４) 地域クラブ活動中の事故等の責任は、一義的に運営主体が負うことになるが、ボランティア（有償・無償に限らず）であったとしても、指導者には注意義務や安全配慮義務等が課される。